

告 示

埼玉県告示第七百九十二号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

上尾市及びその周辺

四 作業期間

平成二十九年十月一日から平成三十年三月十七日まで